

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団 寄附金等取扱規程

平成24年12月1日

規程第28号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入基準)

第2条 財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき

- イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
- ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
- ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- ホ その他、財団の運営上支障があると認める条件

(2) 寄附金等を受け入れることにより、財団の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると理事長が認めるとき、その他寄附金等が定款第4条第1項に定める目的の達成に資するものでないと理事長が判断するとき

(寄附金等の種類)

第3条 財団が受領する寄附金は次に定めるところにより区分する。

(1) 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄附金

(2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金

- イ 使途特定寄附金 個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄附金
- ロ 募集特定寄附金 特定の事業の財源に充当するため、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第4条 一般寄附金は、事業年度を通じて常時募集するものとする。

2 一般寄附金の募集については、一般寄附金を募集する旨及び寄附金総額の100分の50以上を公益目的事業会計事業費に充当し、残額を法人の維持のための法人会計管理費に

充当する旨明らかにした文書を寄附者に示し、了解を得るものとする。

(特定寄附金)

第5条 使途特定寄附金は、全額を寄付者の特定した使途に使用する。

- 2 募集特定寄附金の募集については、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募金の使途その他必要な事項を明らかにした文書を募金対象者に交付し、又は財団ホームページ等に掲載するものとする。
- 3 募集特定寄附金については、寄附金総額の全額を当該募集の目的とした公益目的事業（募金活動に必要な費用を含む）に用いなければならない。
- 4 募集特定寄附金については、募集に係る事業終了後速やかに当該寄附金の収支及び当該寄附金により実施した事業の結果に関する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、寄附者が多数である場合等報告書の交付のために多額の経費を必要とすると認められる場合等においては、財団ホームページに報告書を掲載することにより、報告書の交付に代えることができる。

(受領証明書の交付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく、受領証明書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領証明書には、財団の公益目的事業に関連する寄附である旨、寄附金額及び受領年月日を記載するものとする。

(情報公開)

第7条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。